

令和4年度 市民税・県民税申告のご案内

1 申告書を提出する必要がある方

令和4年1月1日現在、宍粟市にお住まいの方で、令和3年中に収入があった場合は、市民税・県民税の申告書を提出してください。ただし、次の方は、申告書を提出する必要はありません。

- (1) 所得税の確定申告書を提出する方
- (2) 給与所得のみの方で、勤務先から給与支払報告書が提出されている方
- (3) 公的年金に係る所得のみの方で、各種控除(社会保険料、生命保険料等)を受けない方

【お願い】

前年中に収入がなかった方(遺族・障害年金等のみの方を含む)や市民税・県民税が非課税となる方は、申告の必要はありませんが、国民健康保険等に加入されている場合や福祉・公営住宅・教育関係の制度などにおいて、所得等に関する証明書が必要な場合は、市民税・県民税の申告が必要となりますので、期限内に申告してください。

2 申告期限 **令和4年3月15日(火)**

3 申告にお持ちいただくもの

①市民税・県民税申告書(必要事項を記入の上お持ちください。宍粟市のホームページからもダウンロードできます)

②筆記用具

③令和3年中(令和3年1月1日から令和3年12月31日まで)の収入がわかるもの

- ・給与所得者は、「給与所得の源泉徴収票」または支払者の証明書等
- ・年金所得者は、「公的年金等の源泉徴収票」
- ・事業所得者および不動産所得者は、収支内訳書(収入および必要経費を計算できる書類)
※領収書を科目別に集計しておくなど事前に書類を整理し、ご自身で収支内訳書を作成しておいてください。

④所得控除を受ける場合は、必要な控除証明書や領収書等

- ・社会保険料控除・・・
国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料(市の相談会場では宍粟市分は不要)、国民年金保険料および国民年金基金の控除証明書または領収書等
- ・生命保険料や地震保険料控除・・・
保険会社発行の申告用控除証明書
- ・医療費控除・・・
医療費控除の明細書、またはセルフメディケーション税制の明細書
※各種証明書等、書類の添付または提示が必要なものもございますので、詳しくは国税庁のホームページをご覧ください。
明細書は医療を受けた人、受診機関ごとに分け、必ず事前に作成してきてください。
明細書を作成し、提出する場合は領収書の添付は不要ですが、領収書は必ず5年間は保管してください。
- ・障害者控除・・・
障害者手帳、障害者控除対象者認定書等
- ・寄附金税額控除・・・
寄附先団体から交付された寄附金の受領証等
- ・勤労学生控除・・・
学生証や在学証明書等

※申告の会場は大変混雑します。
記入いただき、郵送による提出も可能です。
詳しくは7ページをご覧ください



●問合せ・郵送提出先
〒671-2593
兵庫県宍粟市山崎町中広瀬133番地6
宍粟市役所 税務課 市民税係
TEL:0790-63-3124(税務課直通)

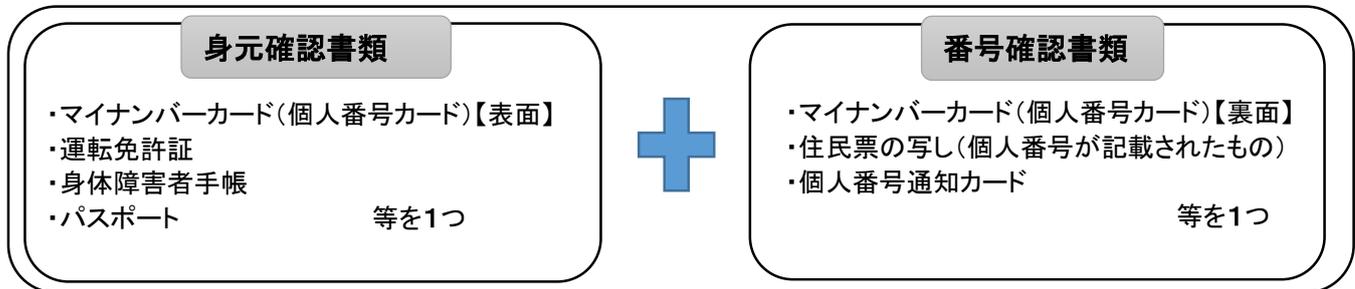
4 申告の際の本人確認について(マイナンバーの記載)

令和4年度の申告の受付の際、番号法(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)に基づき身元確認および番号確認をさせていただきます。下記のとおり本人確認に必要な書類をご確認ください。

【本人確認に必要な書類】

① 会場にて申告される場合

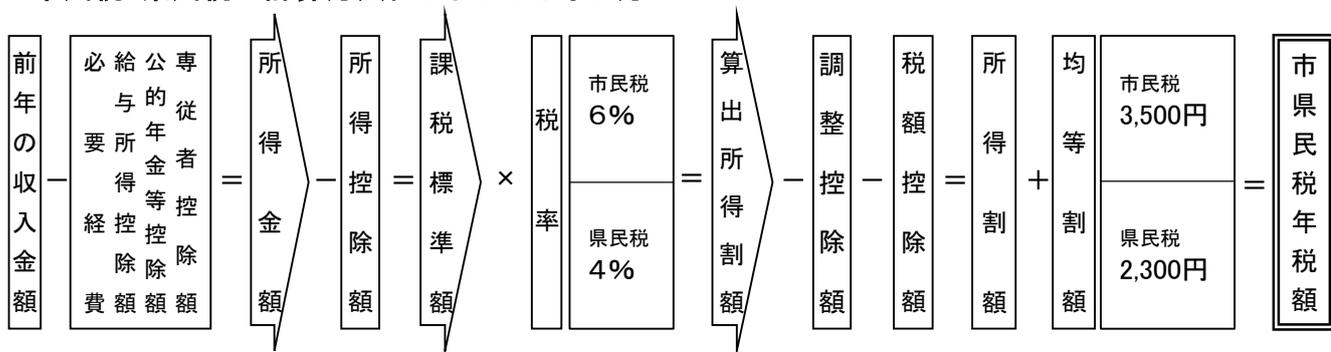
- 身元確認書類と番号確認書類を提示してください。



② 郵送により申告書を提出される場合

- 身元確認書類と番号確認書類のコピーを同封してください。

5 市民税・県民税の計算方法およびかからない方



◎均等割も所得割もかからない方

- ・生活保護法によって生活扶助を受けている方
- ・障害者、未成年者、寡婦またはひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下(給与収入に直すと204万4千円未満)であった方

◎均等割のかからない方

前年の合計所得金額(土地建物や株式等の譲渡所得がある場合は特別控除・繰越控除の適用前の額)が下記の額以下の方は、均等割がかかりません。

(同一生計配偶者および扶養親族数(注)+1)×28万円+16万8千円+10万円

※ただし、同一生計配偶者および扶養親族がいない場合は38万円

(注)扶養親族数には16歳未満の扶養親族も含まれます。

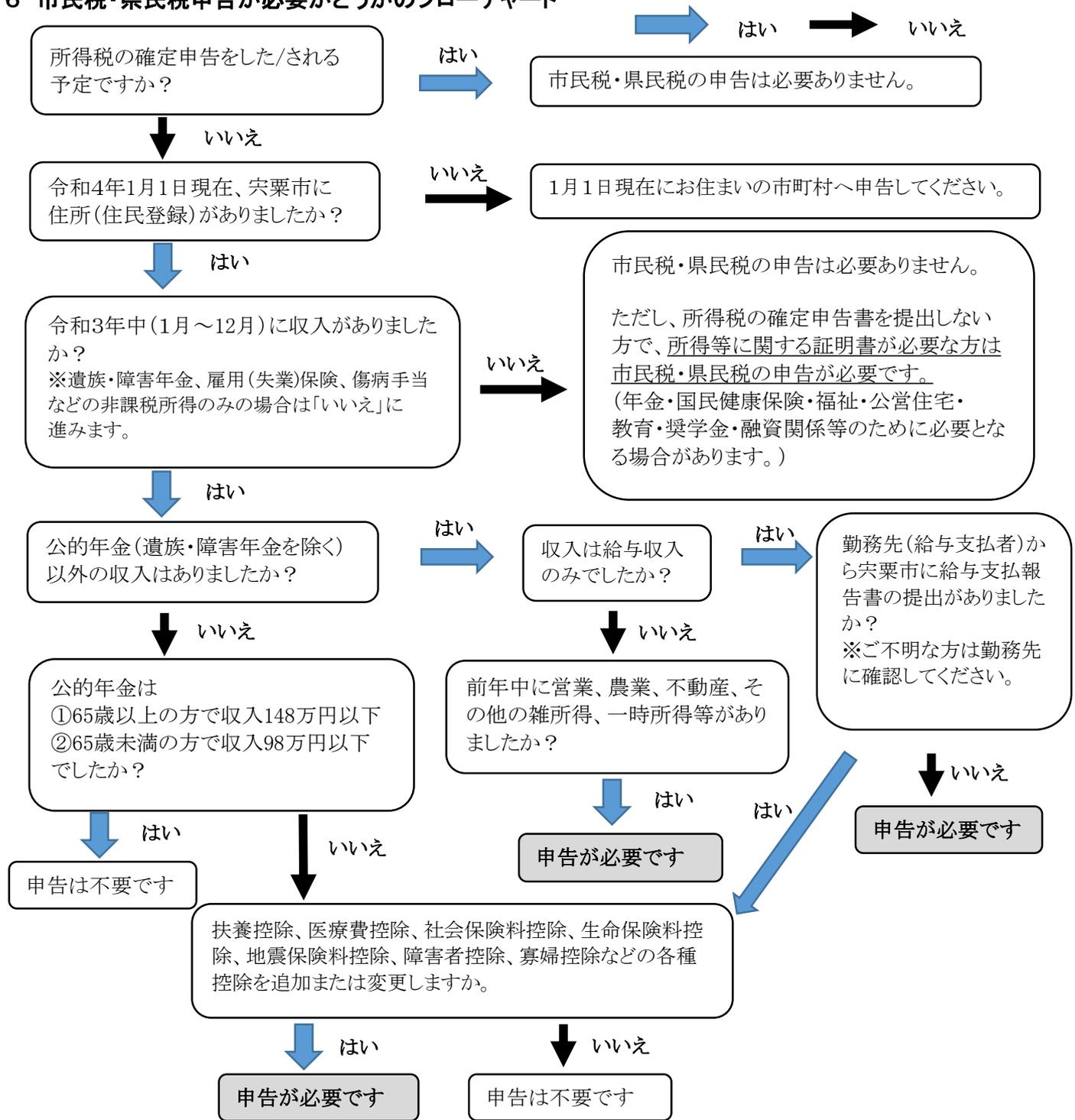
◎所得割のかからない方

前年の総所得金額等(合計所得金額に繰越控除を適用した額)が下記の額以下の方は、所得割がかかりません。

(同一生計配偶者および扶養親族数(注)+1)×35万円+32万円+10万円

※ただし、同一生計配偶者および扶養親族がいない場合は45万円

6 市民税・県民税申告が必要かどうかのフローチャート



※このフローチャートは一般的な例です。申告が必要となった方でも扶養等の控除の状況によっては、申告が不要な場合があります。

申告が必要な方のうち、下記に該当する方は、所得税の確定申告が必要となる場合があります。

- 給与を2か所以上からもらっている方
- 給与所得者で、給与以外の所得(営業、不動産、生命保険の一時金など)の合計が20万円を超える方
- 所得税を納付する方、還付を受ける方

※公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の各種所得金額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告は不要です。ただし、「公的年金等受給者の扶養親族等申告書」に記載した扶養親族が他の納税義務者の扶養親族となる場合は、所得税の確定申告が必要です。また、所得税の還付を受ける場合は、従来どおり所得税の確定申告が必要となります。

申告書の各項目の説明

1 収入金額等 および 2 所得金額

申告書表面の「1 収入金額等」欄（ア～シ）または、「2 所得金額」欄（①～⑪）に下記のとおり金額を記入してください。

事業【アおよび①またはイおよび②】	
卸売業、小売業、サービス等の営業、大工、保険の外交員、農作物の生産や畜産等	収入をアまたはイに、収入から必要経費を引いた金額を①または②に、申告書裏面の「7 事業・不動産所得に関する事項」の欄に内訳を記入してください。
不動産【ウおよび③】	
貸家、貸地、貸アパート等	※収支内訳書を添付してください。
利子【エおよび④】	
一般的に利子所得は源泉分離課税なので、申告は不要です。 ただし、国外の銀行等の預金利子等、源泉徴収されないものは申告が必要です。	
配当【オおよび⑤】	
株式、出資金の配当、投資信託の収益の分配等 収入をオに、収入から必要経費（株式等の元本取得のために要した負債の利子）を引いた金額を⑤に記入し、申告書裏面の「8 配当所得に関する事項」の欄に内訳を記入してください。 ※特定配当等に係る所得については、配当金受取時に住民税分（5%）が徴収されておりますので、原則申告は不要です。この所得について申告する場合は、申告書裏面の「14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項」に住民税分（5%）を記入してください。	
給与【カおよび⑥】	
給与、賃金、賞与等 源泉徴収票の支払金額をカに、給与所得の計算表（P8）を用いて計算した給与所得金額を⑥に記入してください。 ・源泉徴収票が複数ある場合は、支払金額を合計したもので計算してください。 ・日給等で源泉徴収票がない方は、申告書裏面の「6 給与所得の内訳」の欄に記入し、合計額をカに記入してください。	
雑（公的年金等）【キおよび⑦】	
国民年金、厚生年金、各種共済年金、恩給、企業年金等 源泉徴収票の支払金額をキに、公的年金等に係る雑所得計算表（P8）を用いて計算した公的年金等の雑所得金額を⑦に記入してください。 ・個人年金、印税等がある方は「雑（その他）」の記入方法と併せてご覧ください。 ・遺族年金および障害年金は非課税所得に該当しますので、この欄の記入は不要です。 収入が遺族年金および障害年金のみの方は、申告書裏面「その他の事項・備考欄」の2に○をしてください。	
雑（業務およびその他）【クおよび⑧またはケおよび⑨】	
原稿料、印税、講演料等の業務に関する収入金額をクに記入し、収入金額から必要経費を差し引いた所得金額を⑧に記入してください。その他の個人年金（生命保険年金）等は同様にケおよび⑨に記入してください。 ※ほかに雑所得（公的年金等）がある場合は、合計した所得金額を⑦に記入してください。 申告書裏面の「9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項」の欄に内訳を記入してください。	
総合譲渡【コおよび⑩またはサおよび⑪】	
書画、骨董品、ゴルフ会員権等 土地・建物等以外の資産の譲渡から生ずる所得（資産の保有期間が5年以内のものを短期譲渡所得、5年を超えるものを長期譲渡所得という。）	申告書裏面の「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」の欄に内訳を記入してください。 ・特別控除は、譲渡所得が短期と長期を合わせて原則50万円、一時所得が原則50万円です。
一時【シおよび⑪】	
生命保険契約に基づく一時金、競馬・競輪等の払戻金、賞金、懸賞当選金等	・総合長期譲渡所得、一時所得は「収入金額-必要経費-特別控除（最高50万円）」の1/2が課税対象です。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項および4 所得から差し引かれる金額

(控除額は、所得税とは一部異なります)

②⑥雑損控除 災害・盗難・横領等による損害を受けた場合 必要なもの：災害関連支出の領収書・り災証明書等 (控除額：次のいずれか多い方の金額) ① (損失金額-補てんされる金額) - (総所得金額等の10%) ② (災害関連支出の金額-補てんされる金額) - 5万円		申告書の書き方 (例) 3 所得から差し引かれる金額に関する事項 <table border="1"> <tr> <td rowspan="3">②⑥ 雑損控除</td> <td>損害の原因</td> <td>損害年月日</td> <td>損害を受けた資産の種類</td> </tr> <tr> <td>火災</td> <td>R3・10・1</td> <td>家屋</td> </tr> <tr> <td>損害金額</td> <td>保険金などで補填される金額</td> <td>差引損失額のうち災害関連支出の金額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1,000,000 円</td> <td>300,000 円</td> <td>600,000 円</td> </tr> </table>	②⑥ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類	火災	R3・10・1	家屋	損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額		1,000,000 円	300,000 円	600,000 円								
②⑥ 雑損控除	損害の原因	損害年月日		損害を受けた資産の種類																				
	火災	R3・10・1		家屋																				
	損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額																					
	1,000,000 円	300,000 円	600,000 円																					
②⑦医療費控除 前年中にあなたや生計を一にする配偶者およびその他親族のために医療費を支払った場合 必要なもの：医療費控除の明細書 (控除額) (支払った医療費-保険金などで補てんされる金額)-(総所得金額等の5%または10万円のいずれか低い金額) ※限度額は上限200万円		申告書の書き方 (例) 3 所得から差し引かれる金額に関する事項 <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">②⑦ 医療費控除</td> <td>支払った医療費等</td> <td>保険金などで補てんされる金額</td> </tr> <tr> <td>250,000 円</td> <td>50,000 円</td> </tr> </table>	②⑦ 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補てんされる金額	250,000 円	50,000 円																	
②⑦ 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補てんされる金額																						
	250,000 円	50,000 円																						
・セルフメディケーション税制(医療費控除の特例) 前年中にあなたや生計を一にする配偶者およびその他親族のために特定一般用医薬品等購入費を支払った場合 必要なもの：セルフメディケーション税制の明細書 (控除額) (支払った購入費-保険金などで補てんされる金額)-12,000円 ※限度額は上限8万8千円		申告書の書き方 (例) 4 所得から差し引かれる金額 <table border="1"> <tr> <td>医療費控除</td> <td>区分</td> <td>1</td> <td>②⑦</td> <td>88,000</td> </tr> </table> ※通常の医療費控除とセルフメディケーション税制は選択適用です。同時に適用を受けることはできません。なお、申告後の適用の変更はできません。セルフメディケーション税制を選択し適用する場合、区分に「1」と記入してください。(通常の医療費控除の場合は空欄)	医療費控除	区分	1	②⑦	88,000																	
医療費控除	区分	1	②⑦	88,000																				
⑬社会保険料控除 前年中にあなたや生計を一にする配偶者およびその他親族が負担することになっている社会保険料(国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料等)をあなたが支払った場合 必要なもの：国民年金保険料控除証明書等 (控除額) 支払額全額		申告書の書き方 (例) 3 所得から差し引かれる金額に関する事項 <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">⑬ 社会保険料 控 除</td> <td>社会保険の種類</td> <td>支払保険料</td> <td>社会保険の種類</td> <td>支払保険料</td> </tr> <tr> <td>源泉徴収票のとおり</td> <td>500,000 円</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>国民健康保険税</td> <td>150,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>国民年金保険料</td> <td>183,000</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>合 計</td> <td></td> <td></td> <td>833,000 円</td> </tr> </table> ※配偶者等が受け取る公的年金から差し引きされた介護保険料等は、あなたの控除対象になりません。	⑬ 社会保険料 控 除	社会保険の種類	支払保険料	社会保険の種類	支払保険料	源泉徴収票のとおり	500,000 円			国民健康保険税	150,000			国民年金保険料	183,000				合 計			833,000 円
⑬ 社会保険料 控 除	社会保険の種類	支払保険料		社会保険の種類	支払保険料																			
	源泉徴収票のとおり	500,000 円																						
	国民健康保険税	150,000																						
	国民年金保険料	183,000																						
	合 計			833,000 円																				
⑭小規模企業共済等掛金控除 小規模企業共済制度に基づく掛金、確定拠出年金または心身障害者扶養共済の掛金を支払った場合 必要なもの：支払った証明書・領収書 (控除額) 支払額全額																								
⑮生命保険料控除 生命保険や個人年金等について、あなたが支払った保険料がある場合 ・保険契約の区分は生命保険会社等が発行する証明書に表示 必要なもの：生命保険会社等が発行した支払証明書 (控除額) 生命保険料控除額の計算(P9)参照		申告書の書き方 (例) 3 所得から差し引かれる金額に関する事項 <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">⑮ 生命保険料 控 除</td> <td>新生命保険料の計</td> <td>旧生命保険料の計</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100,000 円</td> </tr> <tr> <td>新個人年金保険料の計</td> <td>旧個人年金保険料の計</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100,000 円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>介護医療保険料の計</td> <td></td> </tr> </table> ※控除額ではなく 支払金額 を記入してください。	⑮ 生命保険料 控 除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計		100,000 円	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計		100,000 円		介護医療保険料の計											
⑮ 生命保険料 控 除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計																						
		100,000 円																						
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計																						
		100,000 円																						
	介護医療保険料の計																							
⑯地震保険料控除 損害保険契約について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料がある場合 ・保険契約の区分は損害保険会社等が発行する証明書に表示 必要なもの：保険会社等が発行した支払証明書 (控除額) 地震保険料控除の計算(P9)参照		申告書の書き方 (例) 3 所得から差し引かれる金額に関する事項 <table border="1"> <tr> <td rowspan="2">⑯ 地震保 険料控除</td> <td>地震保険料の計</td> <td>旧長期損害保険料の計</td> </tr> <tr> <td>50,000 円</td> <td></td> </tr> </table> ※控除額ではなく 支払金額 を記入してください。	⑯ 地震保 険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計	50,000 円																		
⑯ 地震保 険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計																						
	50,000 円																							
⑰・⑱ひとり親・寡婦控除 あなたがひとり親、又は寡婦であり、下記の条件にすべて当てはまる場合 ※離婚や扶養の状況等については、前年の12月31日の現況によって判断(年中途中で死亡した場合は、その死亡の日)		申告書の書き方 (例) 3 所得から差し引かれる金額に関する事項 <table border="1"> <tr> <td>⑰～⑱ 寡婦(寡夫)、ひとり親控除、勤労学生控除</td> <td> <input checked="" type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離婚 </td> <td> <input checked="" type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 未帰還 </td> <td> <input type="checkbox"/> ひとり親控除 </td> </tr> </table>	⑰～⑱ 寡婦(寡夫)、ひとり親控除、勤労学生控除	<input checked="" type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離婚	<input checked="" type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 未帰還	<input type="checkbox"/> ひとり親控除																		
⑰～⑱ 寡婦(寡夫)、ひとり親控除、勤労学生控除	<input checked="" type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離婚	<input checked="" type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 未帰還	<input type="checkbox"/> ひとり親控除																					
<table border="1"> <tr> <th>ひとり親</th> <th>控除額</th> </tr> <tr> <td>①他の方の扶養に取られていない生計を一にする子(総所得金額等 48万円以下)がある方</td> <td rowspan="3">30万円</td> </tr> <tr> <td>②本人の前年の合計所得金額が500万円以下の方</td> </tr> <tr> <td>③事実婚なし(住民票の続柄に「夫(未届)」、又は「妻(未届)」の記載がない方</td> </tr> </table>	ひとり親	控除額	①他の方の扶養に取られていない生計を一にする子(総所得金額等 48万円以下)がある方	30万円	②本人の前年の合計所得金額が500万円以下の方	③事実婚なし(住民票の続柄に「夫(未届)」、又は「妻(未届)」の記載がない方	<table border="1"> <tr> <th>寡婦</th> <th>控除額</th> </tr> <tr> <td>①夫と死別した方、又は離婚し子以外の扶養親族(総所得金額等 48万円以下)がある方</td> <td rowspan="3">26万円</td> </tr> <tr> <td>②本人の前年の合計所得金額が500万円以下の方</td> </tr> <tr> <td>③事実婚なし(住民票の続柄に「夫(未届)」、又は「妻(未届)」の記載がない方</td> </tr> </table>	寡婦	控除額	①夫と死別した方、又は離婚し子以外の扶養親族(総所得金額等 48万円以下)がある方	26万円	②本人の前年の合計所得金額が500万円以下の方	③事実婚なし(住民票の続柄に「夫(未届)」、又は「妻(未届)」の記載がない方											
ひとり親	控除額																							
①他の方の扶養に取られていない生計を一にする子(総所得金額等 48万円以下)がある方	30万円																							
②本人の前年の合計所得金額が500万円以下の方																								
③事実婚なし(住民票の続柄に「夫(未届)」、又は「妻(未届)」の記載がない方																								
寡婦	控除額																							
①夫と死別した方、又は離婚し子以外の扶養親族(総所得金額等 48万円以下)がある方	26万円																							
②本人の前年の合計所得金額が500万円以下の方																								
③事実婚なし(住民票の続柄に「夫(未届)」、又は「妻(未届)」の記載がない方																								

⑱ 勤労学生控除

あなたが学生または生徒で合計所得金額が75万円以下であり、かつ自己の勤労に基づかない所得が10万円以下である場合

※学生であった状況等については、前年の12月31日現在の状況によって判断します。
必要なもの：学校や法人から交付を受けた証明書（控除額）26万円

申告書の書き方（例）
3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑰～⑲	寡婦(寡夫)、ひとり親控除、勤労学生控除	⑰ <input type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 生年不明 <input type="checkbox"/> 未帰還	⑱ <input type="checkbox"/> ひとり親控除	⑲ <input checked="" type="checkbox"/> 勤労学生控除 (学校名) ○○学校
-----	----------------------	---	-----------------------------------	--

㉑ 障害者控除

あなたやあなたが扶養している配偶者や親族が身体障害者手帳などの交付を受けている場合

必要なもの：証明する手帳等

※障害の状況等については、前年の12月31日の現況によって判断します。(年の中で死亡した場合は、その死亡の日)

申告書の書き方（例） 3 所得から差し引かれる金額に関する事項

障害者控除	1	フリガナ 氏名	シソウ イチロウ 宍粟 一郎	障害の程度	普通
		個人番号	123456789012		
	2	フリガナ 氏名		障害の程度	
		個人番号			

種類	内容	控除額
障害者	①身体障害者手帳や戦傷病者手帳、精神障害者保健福祉手帳の発行を受けている方 ②知的障害者と判定された方 ③65歳以上の方で障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村長等の認定を受けている者	26万円
特別障害者	①身体障害者手帳に障害の程度が1級又は2級と記載されている方 ②精神障害者保健福祉手帳に障害等級が1級と記載されている方 ③重度の知的障害者と認定された方 ④常に病床にいて、複雑な介護を受けなければならない方	30万円
同居特別障害者	同居の配偶者又は扶養親族で、上記の特別障害者の要件を満たしている方	53万円

㉑・㉒ 配偶者控除

あなたと生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が48万円以下(同一生計配偶者)で、事業専従者ではない人

※あなたの前年の合計所得金額が900万円を超すと控除額が減少し、1,000万円超で控除適用外になります。

※婚姻の状況については、前年の12月31日の現況によって判断します。(年の中で死亡した場合は、その死亡の日)

申告書の書き方（例）
3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑳～㉒	配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	フリガナ 氏名	シソウ ハナコ 宍粟 花子	生年月日	S42.1.1	配偶者の合計所得金額	1100000	円
		個人番号	123456789011				<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)	

一般の控除対象配偶者(70歳未満)・・・33万円
老人の控除対象配偶者(70歳以上：昭和27年1月1日以前生まれ)・・・38万円

㉑・㉒ 配偶者特別控除

あなたの前年の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が48万円を超え、133万円以下の場合。

※配偶者控除と配偶者特別控除を両方取ることではできません。
(控除額) 配偶者控除・配偶者特別控除の計算(P9)参照

申告書の書き方（例）
3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑳～㉒	配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	フリガナ 氏名	シソウ ハナコ 宍粟 花子	生年月日	S42.1.1	配偶者の合計所得金額	1100000	円
		個人番号	123456789011				<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)	

㉓ 扶養控除

あなたと生計を一にする親族(6親等内の血族及び3親等内の姻族)で、前年の合計所得金額が48万円以下で、事業専従者でない人

また、別居の扶養親族がいる場合は、申告書裏面「12 別居の扶養親族等に関する事項」にも記入してください。

※同居や扶養の状況等については、前年の12月31日の現況によって判断します。
(年の中で死亡した場合は、その死亡の日)

申告書の書き方（例）
3 所得から差し引かれる金額に関する事項

扶養控除	1	フリガナ 氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄	子	控除額 万円
		シソウ イチロウ 宍粟 一郎	H13.5.5	同居	続柄	子	
		個人番号	210987654321				
	2	フリガナ 氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄		控除額 万円
		個人番号					
	3	フリガナ 氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄		控除額 万円
		個人番号					
	4	フリガナ 氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄		控除額 万円
		個人番号					
16歳未満の扶養親族	1	フリガナ 氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄		
		個人番号					
	2	フリガナ 氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄		
		個人番号					
	3	フリガナ 氏名	生年月日	同居・別居の区分	続柄		
		個人番号					

一般扶養親族(16歳以上で下記以外の方)・・・33万円
平成18年1月1日以前生まれ)

特定扶養親族(19～22歳の方：平成11年1月2日～平成15年1月1日生まれ)・・・45万円

老人扶養親族(70歳以上の方：昭和27年1月1日以前生まれ)・・・38万円

同居老人扶養親族(老人扶養のうち、あなたやあなたの配偶者の(祖)父母で同居している方)・・・45万円

15 寄附金に関する事項

自治体への寄附（ふるさと納税）、市や県の条例で定められた寄附、日本赤十字社兵庫県支部等が対象となります。なお、自治体への寄附には特別控除額が加算されます。

必要なもの：寄附先団体から交付された寄附金の受領書

※条例指定分に該当するかは、各寄附先へ御確認ください。

【ふるさと納税ワンストップ特例を申請された方へ】

市民税・県民税の申告をする場合は、「15 寄附金に関する事項」も併せて記入してください。

（ふるさと納税ワンストップ特例を申請していても、申告に記入しなければ控除が適用されません）

16 所得金額調整控除に関する事項

給与等の収入金額が850万円を超える方で、次の①～③のいずれかに該当する場合

①本人が特別障害者に該当 ②年齢23歳未満の扶養親族がいる ③特別障害者の同一生計配偶者もしくは特別障害者の扶養親族がいる

控除額＝（給与等の収入金額（1,000万円を超える場合は1,000万円）-850万円）×10% ※控除上限は15万円

16 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ	シソウ ジュウロウ	続柄	子	生年月日	平成20年1月1日	特別障害者に該当する場合		別居の場合の住所	
氏名	宍粟 十郎	個人番号	121212121212						

○前年中に収入の無かった方（遺族年金等非課税所得を含む）は、申告書裏面「その他の事項・備考欄」内の該当番号を○で囲んでください。欄内1～6に該当がない場合は、7その他の欄に昨年中の生活状況を記入してください。申告書表面の「2 所得金額」の㊸合計所得欄に「0」と記入してください。

その他の事項・備考欄

配当に関する住民税の特例		円
1 次の者に扶養されていた	氏名 _____ 続柄 _____	
	住所 _____	
2 非課税所得(遺族年金・障害年金・失業給付金・傷病手当金・ 老齢福祉年金・児童扶養手当・その他)		
3 雇用保険を受給していた	4 生活保護を受給していた	
5 学生・生徒であった	6 貯蓄等で生活していた	
7 その他(_____)		

所得・課税証明書の発行には
申告が必要です!!!!



2 所得金額【申告書表】

合	計	㊸	
---	---	---	--

●郵送での申告をおすすめしています

2月から3月にかけての申告期間中は、例年多数の方に申告会場へお越しいただいておりますので、令和4年度の申告におきましても、申告会場が大変混み合い、長時間お待ちいただく場合がございます。そのため、申告書を記入された方につきましては、郵送での提出をおすすめしております。

申告書に、氏名・フリガナ・生年月日・電話番号・個人番号・必要事項（所得や控除等）などの記入漏れがないかを確認していただき、**身元確認書類と番号確認書類のコピー**、収入が分かる書類（源泉徴収票のコピーなど）、控除証明書など必要書類を同封し、切手を貼った返信用封筒とともに郵送してください。

なお、郵送で申告していただいた分につきましては、記入内容によっては後日お電話で確認させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

所得控除等計算表

給与所得の計算表

A (給与等の収入金額)	円
給与等の収入金額	給与所得金額
～ 550,999円	0円
551,000～ 1,618,999円	A-550,000円
1,619,000～ 1,619,999円	1,069,000円
1,620,000～ 1,621,999円	1,070,000円
1,622,000～ 1,623,999円	1,072,000円
1,624,000～ 1,627,999円	1,074,000円
1,628,000～ 1,799,999円	(A÷4) × 2.4 + 100,000円
1,800,000～ 3,599,999円	(A÷4) × 2.8 - 80,000円
3,600,000～ 6,599,999円	(A÷4) × 3.2 - 440,000円
6,600,000～ 8,499,999円	A × 0.9 - 1,100,000円
8,500,000～ 円	A - 1,950,000円

← 申告書の「1 収入金額等」の「A」の金額を転記してください。

A (給与等収入金額) を左の表にあてはめて計算し、算出された給与所得の金額を申告書の「2 所得金額」の⑥に転記してください。

公的年金等に係る雑所得計算表

A (公的年金等の収入金額)	円
公的年金等の収入金額	公的年金等の雑所得金額
～ 600,000円	0円
600,001～ 1,299,999円	A-600,000円
1,300,000～ 4,099,999円	A × 0.75 - 275,000円
4,100,000～ 7,699,999円	A × 0.85 - 685,000円
7,700,000～ 9,999,999円	A × 0.95 - 1,455,000円
10,000,000～ 円	A - 1,955,000円
～ 1,100,000円	0円
1,100,001～ 3,299,999円	A - 1,100,000円
3,300,000～ 4,099,999円	A × 0.75 - 275,000円
4,100,000～ 7,699,999円	A × 0.85 - 685,000円
7,700,000～ 9,999,999円	A × 0.95 - 1,455,000円
10,000,000～ 円	A - 1,955,000円

← 申告書の「1 収入金額等」の「A」の金額を転記してください。

A (公的年金等の収入金額) を左の表にあてはめて計算し、算出された公的年金等の雑所得の金額を申告書の「2 所得金額」の⑦に転記してください (ただし、公的年金等に係る所得以外の雑所得がある場合には合計したうえで⑦に金額を転記してください)。

65歳未満、65歳以上を問わず、A (公的年金等の収入金額) 以外の所得が1,000万円超～2,000万円以下の時は、左記の所得金額に+10万円となり、A (公的年金等の収入金額) 以外の所得が2,000万円超～の時は、左記の所得金額に+20万円となります。

⑩ 雑損控除額の計算

A	損害金額 (合計)	円
B	保険などで補てんされる金額	円
C	A-B (差引損失額)	円
D	申告書の⑨+山林所得金額 (※)	円
E	D × 0.1	円
F	C-E	円
G	Cのうち災害関連支出の金額	円
H	G-50,000円	円
I	FとHのいずれか多い方の金額	円
	雑損控除額	円

申告書の「4 所得から差し引かれる金額」の⑩に「I」の金額を転記してください。

※当該金額の計算で申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額 (特別控除前) の合計額を加算します。

⑪ 医療費控除の計算

※通常の医療費控除を適用する場合

A	支払った医療費	円
B	保険などで補てんされる金額	円
C	A-B	円
D	申告書の⑨+山林所得金額 (※)	円
E	D × 0.05	円
F	100,000円とEのいずれか少ない方の金額	円
G	C-F	円
	医療費控除額	円

申告書の「4 所得から差し引かれる金額」の⑪に「G」の金額を転記してください。 (最高200万円)

※セルフメディケーション税制を適用する場合

A	支払った購入費	円
B	保険などで補てんされる金額	円
C	A-B	円
D	C-12,000円	円
	医療費控除額	円

申告書の「4 所得から差し引かれる金額」の⑪に「D」の金額を転記し、区分に「1」を記入してください。 (最高88,000円)

※当該金額の計算で申告分離課税の所得がある場合には、それらの所得金額 (特別控除前) の合計額を加算します。

⑭ 生命保険料控除額の計算

一般保険料の計		介護医療保険料の計		個人年金保険料の計	
新保険料A	円	保険料C	円	新保険料D	円
旧保険料B	円			旧保険料E	円
Aの金額を下記（新契約保険料用）の（1）～（4）に当てはめて計算した金額	（最高28,000円） ア	Cの金額を下記（新契約保険料用）の（1）～（4）に当てはめて計算した金額	（最高28,000円） オ	Dの金額を下記（新契約保険料用）の（1）～（4）に当てはめて計算した金額	（最高28,000円） カ
Bの金額を下記（旧契約保険料用）の（1）～（4）に当てはめて計算した金額	（最高35,000円） イ			Eの金額を下記（旧契約保険料用）の（1）～（4）に当てはめて計算した金額	（最高35,000円） キ
計ア＋イ	（最高28,000円） ウ			計カ＋キ	（最高28,000円） ク
イカウのいずれか大きい金額	エ			キカクのいずれか大きい金額	ケ

新契約保険料用		旧契約保険料用	
平成24年1月1日以後に締結した保険契約		平成23年12月31日以前に締結した保険契約	
（1）12,000円以下・・・	支払額の全額	（1）15,000円以下・・・	支払額の全額
（2）12,001円～32,000円・・・	支払額×1/2+6,000円	（2）15,001円～40,000円・・・	支払額×1/2+7,500円
（3）32,001円～56,000円・・・	支払額×1/4+14,000円	（3）40,001円～70,000円・・・	支払額×1/4+17,500円
（4）56,001円以上・・・	28,000円	（4）70,001円以上・・・	35,000円
エ＋オ＋ケ		生命保険料控除額（最高70,000円）	

⑮ 地震保険料控除の計算

A	地震保険料の金額（合計）	円
B	旧長期損害保険料の金額（合計）	円
C	Aの金額	地震保険料控除額 A×0.5 円
D	Bの金額 ～5,000円	旧長期損害保険料の控除額 Bの金額 円
	5,001円～15,000円	B×0.5+2,500 円
	15,001円～	10,000円
E	C+D	地震保険料控除額（最高25,000円） 円
※一の損害保険契約等または一の長期損害保険契約等に基づき、地震保険料及び旧長期損害保険料の両方を支払っている場合には、納税者の選択により地震保険料または長期損害保険料のいずれか一方の控除を受けることができます。		

申告書の「4 所得から差し引かれる金額」の⑮に「E」の金額を転記してください。平成18年末までに締結した長期損害保険に係る保険料については、従来どおり損害保険料控除を適用できます。

⑲～⑳ 配偶者控除・配偶者特別控除の計算

A	配偶者の合計所得金額	円
B	配偶者控除額（Aが48万円以下の場合）	円

← 申告書の「4 所得から差し引かれる金額」の⑲に「B」の金額を転記してください。

		納税者本人の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者控除	一般	33万円	22万円	11万円
	老人	38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	配偶者の合計所得金額	控除額		
	48万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円
	95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円	
	133万円超	0円	0円	0円

※配偶者控除、配偶者特別控除ともに、納税者本人の合計所得金額が900万円を超すと控除額が減少し、1,000万円超で控除対象外になります。

記入例

表

<p>宍粟</p> <p>市長 様</p> <p>提出年月日</p> <p>年 月 日</p> <p>4 2 16</p>	現住所 宍粟市山崎町中広瀬133番地6	行政区番号 世帯番号 宛名番号 業種又は職業 会社員 電話番号 0790-63-3000 個人番号 123456789012
	1月1日現在の住所 フリガナ シソウ タロウ	
	氏名 宍粟 太郎	
	生年月日 昭和42年1月7日 世帯主の氏名 宍粟 太郎 続柄 本人	

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

単位は円

⑬ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払保険料	社会保険の種類	支払保険料
	社会保険	50000 円	農業者年金	0 円
	国民健康保険	0	介護保険	0
	国民年金	20000	後期高齢	0
合計		他支払有り 70000 円		
⑮ 生命保険料控除	新生命保険料の計		旧生命保険料の計	
	30000 円		80000 円	
	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計	
	50000 円			
⑯ 地震保険料控除	地震保険料の計		旧長期損害保険料の計	
	45000 円			
⑰～⑲ 寡婦(寡夫)、ひとり親控除、勤労学生控除	⑰ <input type="checkbox"/> 寡婦控除	⑱ <input type="checkbox"/> ひとり親控除	⑲ <input type="checkbox"/> 勤労学生控除 (学校名)	
	<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還			
⑳ 障害者控除	フリガナ	シソウ イチロウ	障害の程度	普通
	氏名	宍粟 一郎		
	個人番号			
	フリガナ		障害の程度	
氏名				
個人番号				
㉑～㉒ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	フリガナ	シソウ ハナコ	生年月日	昭和42年1月1日
	氏名	宍粟 花子	配偶者の合計所得金額	110000 円
	個人番号		<input type="checkbox"/> 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)	
㉓ 扶養控除	フリガナ		生年月日	同居・別居の区分
	氏名			
	個人番号			
	フリガナ		生年月日	同居・別居の区分
氏名				
個人番号				
16歳未満の扶養親族	フリガナ		生年月日	同居・別居の区分
	氏名			
	個人番号			
	フリガナ		生年月日	同居・別居の区分
氏名				
個人番号				
別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。		扶養控除額の合計	45 万円	

1 収入金額等	事業	営業等	ア		
		農業	イ		
		不動産	ウ		
		利子	エ		
		配当	オ		
		給与	カ	6,000,000	
	雑		公的年金等	キ	
			業務	ク	
			その他	ケ	
	総合譲渡		短期	コ	
			長期	サ	
	一時	シ			
2 所得金額	事業	営業等	①		
		農業	②		
		不動産	③		
		利子	④		
		配当	⑤		
		給与	⑥	4,360,000	
	雑		公的年金等	⑦	
			業務	⑧	
			その他	⑨	
		合計	⑩		
	総合譲渡・一時	⑪			
	合計	⑫	4,360,000		
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬	700,000		
	小規模企業 共済等掛金控除	⑭			
	生命保険料控除	⑮	65,000		
	地震保険料控除	⑯	22,500		
	寡婦、ひとり親控除	⑰～⑱			
	勤労学生、障害者控除	⑲～⑳	260,000		
	配偶者(特別)控除	㉑～㉒	260,000		
	扶養控除	㉓	450,000		
	基礎控除	㉔	430,000		
	⑬から㉔までの計	㉕	2,187,500		
雑損控除	㉖				
医療費控除	㉗	130,000			
合計	㉘	2,317,500			

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

5 給与の公的年金等にかかる所得以外(令和 年 4 月 1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市町村民税・道府県民税の納税方法

給与から差引き(特別徴収)

自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

㉖ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
㉗ 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補てんされる金額	
	30000 円	70000 円	